

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例をここに公布する。

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

目次

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 地球温暖化対策の推進

第1節 県による地球温暖化対策(第6条—第8条)

第2節 県民及び事業者による地球温暖化対策(第9条—第14条)

第3節 特定事業者等による地球温暖化対策(第15条—第18条)

第3章 生活環境の保全等

第1節 生活環境の保全等に関する措置等(第19条—第21条)

第2節 指定施設に関する規制(第22条—第32条)

第3節 指定施設以外のものに関する規制(第33条—第39条)

第4節 光害の防止に関する措置(第40条—第42条)

第4章 自然環境の保全

第1節 長崎県生物多様性保全戦略(第43条)

第2節 保全地域(第44条—第49条)

第3節 希少野生動植物種の保護(第50条—第54条)

第4節 自然環境保全協定等(第55条—第68条)

第5章 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり

第1節 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のための取組(第69条—第71条)

第2節 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のための規制等(第72条—第80条)

第6章 雑則(第81条—第86条)

第7章 罰則(第87条—第103条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、長崎県環境基本条例(平成9年長崎県条例第47号)第3条に規定する基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他の規則で定める物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- (5) 生活環境の保全等 公害を防止することその他大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)の保全及び人の健康の保護を図ることをいう。
- (6) 公害 長崎県環境基本条例第2条第3項に規定する公害をいう。
- (7) ばい煙等 ばい煙、粉じん、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭をいう。
- (8) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設又は作業場のうち、ばい煙等(悪臭を除く。)を著しく排出し、又は発生する施設又は作業場であって規則で定めるものをいう。
- (9) 規制基準 事業活動その他の人の活動に伴って排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度又は程度(以下「ばい煙等の量等」という。)の許容限度として規則で定めるものをいう。
- (10) ばい煙等排出者 ばい煙等を排出し、又は発生させる者をいう。
- (11) 光害 人工光の不適切な使用若しくは運用又は配慮に欠けた使用若しくは運用を行うこと、又は人工光の漏れ光によって、動植物への悪影響又は人間の諸活動への悪影響が生ずることをいう。

(12) 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり ごみの散乱防止その他の環境美化を推進し、及び緑化を推進し、並びに景観への配慮を行うことにより、快適で美しい環境を確保することをいう。

(県の責務)

第3条 県は、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりその他環境の保全のために必要な施策のうち、総合的かつ広域的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市町、県民、事業者その他環境の保全のための活動に携わる団体と緊密な連携を図るとともに、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援に努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、地球温暖化対策等前条第1項に掲げる事項に関し環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する同項の施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地球温暖化対策等第3条第1項に掲げる事項に関し環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する同項の施策に協力するものとする。

第2章 地球温暖化対策の推進

第1節 県による地球温暖化対策

(県による地球温暖化対策)

第6条 県は、県民の日常生活及び事業者の事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等その他の地球温暖化対策の推進に関する施策を実施するものとする。

(率先した取組の実施)

第7条 県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための取組を率先して実施するものとする。

(広報啓発、教育及び学習の推進等)

第8条 県は、県民及び事業者が、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、地球温暖化について認識し、理解することができるよう広報その他の啓発活動を行うとともに、地球温暖化対策に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

第2節 県民及び事業者による地球温暖化対策

(日常生活等の取組)

第9条 県民又は事業者は、その日常生活又は事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(自動車等の使用抑制等)

第10条 県民又は事業者は、自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下この章において同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出を最少限に抑制するため、自動車等の適正な整備及び運転に努めるものとする。

2 県民又は事業者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、公共交通機関又は自転車の利用等により、自動車等の使用の抑制に努めるものとする。

(温室効果ガスを排出しない自動車等の購入等)

第11条 県民又は事業者は、自動車等を購入しようとするときは、温室効果ガスを排出しない自動車等又は温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等を購入するよう努めるものとする。

2 県民又は事業者は、自動車等を使用しようとする場合において、使用することができる自動車等が複数あるときは、温室効果ガスの排出量がより少ない自動車等を使用するよう努めるものとする。

(自動車等のアイドリング・ストップ)

第12条 県民は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車等を駐車する場合において速やかに自動車等の原動機を停止すること(以下「アイドリング・ストップ」という。)を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その管理する自動車等を運転する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう指導することその他の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(再生可能エネルギーの優先的利用)

第13条 県民又は事業者は、その日常生活又は事業活動に関し、再生可能エネルギー(太陽光その他の規則で定めるものをいう。)の優先的な利用に努めるものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第14条 県民又は事業者は、建築物を新築し、改築し、又は増築しようとするときは、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、建築物に係るエネルギーの使用の合理化を行うこと、資源の適正な利用をすることその他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第3節 特定事業者等による地球温暖化対策

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第15条 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 特定事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
- (3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の削減を図るために実施しようとする措置の内容
- (4) 前号の措置により達成すべき排出量の削減目標
- (5) その他規則で定める事項

2 特定事業者は、前項各号に掲げる内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の計画書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の計画書の提出があったときは、その内容を公表するものとする。

(温室効果ガス排出削減報告書の提出)

第16条 特定事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項及び第2項の計画書に基づく措置の実施の状況を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を公表するものとする。

(駐車場設置者等によるアイドリング・ストップの周知)

第17条 自動車等による温室効果ガスの排出を抑制するため、規模が相当程度大きい駐車場として規則で定めるものを設置し、又は管理する者(次条第2項において「駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップに関する看板の掲出その他の方法により、これを周知しなければならない。

(勧告及び公表)

第18条 知事は、特定事業者が第15条第1項若しくは第2項の計画書又は第16条第1項の報告書を提出しないときは、期限を定めて、これらの書面を提出するよう勧告することができる。

2 知事は、駐車場設置者等が前条に規定する周知の方法を講じないときは、期限を定めて、これを講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、あらかじめその者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

第3章 生活環境の保全等

第1節 生活環境の保全等に関する措置等

(援助等)

第19条 県は、生活環境の保全のために事業者が実施する対策について、必要に応じ、技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(生活環境の保全に関する協定)

第20条 知事は、生活環境を保全するため必要があると認めるときは、事業者に対し、生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができる。この場合において、事業者は、これに応じるものとする。

(苦情処理及び指導勧告)

第21条 知事は、公害に係る苦情の申出に応じ、その適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、公害が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、関係者に対し、公害の発生の防止について必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告するものとする。

第2節 指定施設に関する規制

(指定施設の届出)

第22条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 指定施設の種類
- (4) 指定施設の構造及び配置
- (5) 指定施設の使用の方法
- (6) ばい煙等(悪臭を除く。以下この節において同じ。)の処理又は防止の方法
- (7) ばい煙等の量等(悪臭に係るものを除く。以下この節において同じ。)
- (8) その他規則で定める事項

(経過措置)

第23条 一の施設が指定施設となった際現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(変更又は廃止の届出)

第24条 第22条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第22条第1号、第2号又は第8号に掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第22条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第22条第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。
(計画変更命令等)

第25条 知事は、第22条又は前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設に係るばい煙等の量等がその指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、次条第1項に規定する期間(同条第2項の規定により期間が短縮された場合にあってはその期間)内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造若しくは配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理若しくは防止の方法に関する計画の変更(前条第2項の規定による届出に係るこれらの変更の計画の廃止を含む。)又は第22条の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。
(実施の制限)

第26条 第22条又は第24条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては30日)を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造若しくは配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理若しくは防止の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第22条又は第24条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
(承継)

第27条 第22条又は第23条の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第22条又は第23条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る指定施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該指定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第22条又は第23条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
(ばい煙等の排出等の制限)

第28条 指定施設に係るばい煙等排出者は、当該指定施設に係る規制基準に適合しないばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。
(改善命令等)

第29条 知事は、指定施設に係るばい煙等排出者が当該指定施設に係る規制基準に適合しないばい煙等を排出し、又は発生させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設の構造若しくは配置若しくは当該指定施設の使用の方法若しくは当該指定施設に係るばい煙等の処理若しくは防止の方法の改善を命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第23条の規定による届出に係る指定施設については、同条に規定する指定施設となった日から6月間は、適用しない。ただし、その者が第24条第2項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日(騒音又は振動に係るものについては30日)を経過したときは、この限りでない。
(ばい煙等の量等の測定)

第30条 指定施設に係るばい煙等排出者であって規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該指定施設に係るばい煙等の量等を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
(事故時の措置)

第31条 指定施設に係るばい煙等排出者は、指定施設又はばい煙等処理施設(指定施設において排出し、又は発生するばい煙等を処理し、又は防止するための施設及びこれに附属する施設をいう。)について故障、破損その他の事故が発生し、当該施設から排出し、又は発生するばい煙等の量等がその施設に係る規制基準に適合しなくなったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するようにしなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故の程度が規則で定める程度であるときは、当該事故に係るばい煙等排出者は、速やかに、その事故の状況並びにその事故についての応急の措置の内容及び復旧工事の計画を知事に届け出なければならない。

3 第29条第1項の規定は、前項の規定による届出をした者については、その届出に係る事故についての復旧工事に必要と認められる期間内は、適用しない。
(緊急時の措置)

第32条 知事は、自然現象の影響その他の事由により、環境の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したときは、当該事態の発生の原因となるばい煙等に係る指定施設を設置している者に対し、期限を定めて当該ばい煙等の量等の減少、指定施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の措置は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定による環境基準を考慮して行うものとする。

第3節 指定施設以外のものに関する規制

(ばい煙等の排出等の制限)

第33条 何人も、指定施設以外のものに係る規制基準に適合しないばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

(悪臭発生施設又は悪臭処理施設の事故時の措置)

第34条 指定施設以外に係るばい煙等排出者は、悪臭発生施設(工場又は事業場に設置される施設又は作業場のうち、悪臭を発生させる施設をいう。)又は悪臭処理施設(悪臭発生施設において発生する悪臭を処理し、又は防止するための施設及びこれに附属する施設をいう。)について故障、破損その他の事故が発生し、当該施設から発生する悪臭の濃度がその施設に係る規制基準に適合しなくなったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するようにしなければならない。

2 第31条第2項の規定は、前項の事故の状況並びに当該事故の応急の措置の内容及び復旧工事の計画の届出について準用する。

(緊急時の措置)

第35条 知事は、自然現象の影響その他の事由により、環境の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したときは、当該事態の発生の原因となる悪臭発生施設を設置している者に対し、期限を定めて当該悪臭の濃度の低減、当該施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の措置について準用する。

(拡声放送及び深夜騒音の制限)

第36条 何人も、次に掲げる行為によって、その周辺の静穏をみだしてはならない。ただし、やむを得ないと認められる場合で規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 住居の環境が良好である区域及び病院、学校その他これらに類する施設の周辺の区域で、規則で定める区域において拡声機を使用して放送を行うこと。

(2) 深夜(午後11時から翌日午前6時までの間をいう。次条において同じ。)において、みだりに他人の睡眠を妨げる騒音を発すること。

(深夜における音響機器の使用の制限)

第37条 飲食店営業その他の規則で定める営業を営む者は、静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域において、その営業所で深夜にあつては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第38条 何人も、ゴム、いおう、ピッチ、皮革、合成樹脂その他燃焼の際著しくばい煙等が発生するおそれのある物質を多量に焼却してはならない。ただし、やむを得ないと認められる場合でばい煙等の発生を最少限度にする方法で焼却するときは、この限りでない。

(停止命令等)

第39条 知事は、第33条又は第36条から前条までの規定に違反する行為があると認めるときは、その行為者に対し、当該行為を停止し、ばい煙等を排出し、又は発生する施設を改善し、ばい煙等の防止の方法を改善することその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第4節 光害の防止に関する措置

(照明設備の設置者の責務)

第40条 屋外照明のための器具又は設備の設置者は、交通の安全の確保、防犯その他の屋外照明の目的を確保しつつ、光害を防止するよう努めなければならない。

(サーチライト等の使用の禁止)

第41条 何人も、サーチライト、レーザー、スポットライト及び投光器(以下「サーチライト等」という。)を特定の対象物を照射すること以外に使用してはならない。ただし、試験又は研究のために使用する場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(停止勧告及び停止命令)

第42条 知事は、前条の規定に違反してサーチライト等を使用している者に対し、その使用の停止を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、停止の措置を命じることができる。

第4章 自然環境の保全

第1節 長崎県生物多様性保全戦略

(長崎県生物多様性保全戦略)

第43条 知事は、生物多様性(多様な生態系が存在すること、多様な種が存在すること及び種内においても遺伝子形質の異なる個体が存在することをいう。以下同じ。)の保全を図るための基本戦略(以下「長崎県生物多様性保全戦略」という。)を定めるものとする。

2 長崎県生物多様性保全戦略には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 生物多様性の保全に関する基本構想
 - (2) 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る生物多様性の保全のための施策に関する基本的な事項
 - (3) 希少野生動植物種及び希少野生動植物種保存地域の指定その他希少野生動植物種の保護に関する基本的な事項
 - (4) その他生物多様性の保全に関する重要な事項
- 3 知事は、長崎県生物多様性保全戦略を定めたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。
- 4 前項の規定は、長崎県生物多様性保全戦略の変更について準用する。

第2節 保全地域

(指定)

第44条 知事は、自然環境を保全するため、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる区域を、保全地域として指定することができる。

- (1) 自然環境保全地域 次のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要なもの
 - ア 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)
 - イ 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている土地の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)
 - ウ その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、池沼、湿原又は河川の区域(これと一体となって自然環境を形成している区域を含む。)
 - エ 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境がアからウまでに掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)
 - (2) 緑地環境保全地域 次のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その区域における緑地環境を保全することが特に必要なもの
 - ア 市街地又は集落地及びこれらの周辺にある樹林地、海岸、池沼、湿原、河川、丘陵、草原等の区域又は動植物が生息又は生育する区域で、自然が良好に残されているもの(これと一体となって良好な緑地環境を形成している区域を含む。)
 - イ 郷土的又は歴史的に特色のある区域で、その郷土的又は歴史的な特色と一体となった自然が良好に残されているもの(これと一体となって緑地環境を形成している区域を含む。)
- 2 知事は、保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 4 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該保全地域の指定に関し、広く意見を聴く必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。
- 5 知事は、保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 6 保全地域の指定は、前項の規定による告示によって効力を生ずる。
- 7 前2項の規定は保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第2項から第4項までの規定は保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(保全計画の決定)

第45条 保全地域に関する保全計画(保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下「保全計画」という。)は、知事が決定する。

- 2 保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項
 - (2) 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項
 - (3) 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項
 - (4) 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項
- 3 知事は、保全計画を決定したときは、その概要を県公報で公示し、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前条第2項から第4項までの規定は保全計画の決定及び変更(第2項第2号又は第3号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、前項の規定は保全計画の廃止及び変更について、それぞれ準用する。

(保全事業の執行)

第46条 保全地域に関する保全事業(前条第2項第4号に規定する事業であって、当該地域における自然環境の保全のための事業で規則で定めるものをいう。以下「保全事業」という。)は、県が執行する。

- 2 市町の長は、知事に協議して、保全事業の一部を執行することができる。

- 3 前項に掲げる者以外の者は、知事の認可を受けて保全事業の一部を執行することができる。
(特別地区)

第47条 知事は、保全計画に基づいて、その区域内に特別地区を指定することができる。

- 2 第44条第5項及び第6項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採(第12項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を指定するものとする。保全計画で当該特別地区に係るものの変更(第45条第2項第3号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。)をするときも、同様とする。
- 4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(第49条第1項において「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓をすること。
 - (5) 河川、池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採すること。
 - (7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - (8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜の放牧を含む。)
 - (10) 知事が指定する池沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該池沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - (11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 5 前項の許可には、当該保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。
- 6 知事は、第4項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 7 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第4項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。
- 8 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 9 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第4項の許可を受けたものとみなす。
- 10 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第4項の許可を受けることを要しない。この場合において、国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。
- 11 国の機関又は地方公共団体は、第7項の規定により届出を要する行為をしたときは、当該届出の例により知事にその旨を通知しなければならない。
- 12 次の各号に掲げる行為については、第4項及び第7項の規定は、適用しない。
- (1) 保全事業の執行として行う行為
 - (2) 法令に基づいて国の機関又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
 - (3) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (野生動植物保護地区)

第48条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要があると認めるときは、保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

- 2 第44条第5項及び第6項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物(卵及び種子を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 前条第4項の許可を受けた行為(前条第10項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うためにする場合
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合
 - (3) 保全事業を執行するためにする場合
 - (4) 法令に基づいて国の機関又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
 - (5) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合
 - (6) 知事が特に必要があると認めて許可をした場合
 - (7) 国の機関又は地方公共団体が行う行為であって、あらかじめ知事と協議した場合(第4号に掲げる場合を除く。)
- 4 前条第5項の規定は、前項第6号の許可について準用する。
(普通地区)

第49条 保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域(以下「普通地区」という。)内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第1号から第3号までに掲げる行為で森林法第34条第2項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

- (1) その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 特別地区内の河川、池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、当該保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 国の機関又は地方公共団体は、第1項の規定により届出を要する同項各号に掲げる行為をしようとするときは、当該届出の例により知事にその旨を通知しなければならない。
- 7 次に掲げる行為については、第1項から第3項までの規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 保全事業の執行として行う行為
- (3) 法令に基づいて国の機関又は地方公共団体が行う行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (4) 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (5) 保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

第3節 希少野生動植物種の保護

(希少野生動植物種の指定)

第50条 知事は、その個体が県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれ(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第1項に規定する絶滅のおそれをいう。以下同じ。)のある野生動植物

の種(亜種又は変種がある種については、その亜種又は変種とする。以下同じ。)を希少野生動植物種として指定することができる。

(希少野生動植物種保存地域)

第51条 知事は、希少野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、当該個体の分布状況及び生態その他当該個体の生息又は生育の状況を勘案して当該希少野生動植物種の保存のために重要と認めるものを、希少野生動植物種保存地域として指定することができる。

2 第44条第2項から第6項までの規定は希少野生動植物種保存地域の指定について、同条第5項及び第6項の規定は希少野生動植物種保存地域の解除及びその区域の変更について、同条第2項から第4項までの規定は希少野生動植物種保存地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

3 何人も、希少野生動植物種保存地域内においては、希少野生動植物種の生きている個体(卵及び種子を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

(2) 法令に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常の管理行為又は軽易な行為のうち、希少野生動植物種保存地域における希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則に定めるものを行うためにする場合

(3) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない理由がある場合

(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項に規定する許可を受けた場合及び同法第51条第4項の規定により希少野生動植物種保存推進員が捕獲等を行う場合

(5) 知事が特に必要があると認めて許可をした場合

(6) 国の機関又は地方公共団体が行う行為であって、あらかじめ知事と協議した場合(第2号に掲げる場合を除く。)

4 第47条第5項の規定は、前項第5号の許可について準用する。この場合において、同条第5項中「保全地域における自然環境の保全」とあるのは、「希少野生動植物種保存地域における希少野生動植物種の保存」と読み替えるものとする。

(保護増殖事業計画)

第52条 知事は、保護増殖事業(希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を公告しなければならない。

4 前項の規定は、保護増殖事業計画の変更について準用する。

(保護増殖事業の執行)

第53条 県は、希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 市町の長は、知事に協議して、保護増殖事業の一部を行うことができる。

3 前項に掲げる者以外の者は、知事の認定を受けて保護増殖事業の一部を行うことができる。

4 第2項の同意を得た保護増殖事業及び前項の認定を受けた保護増殖事業は、前条第1項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

5 第2項及び第3項の規定による保護増殖事業として実施する行為については、第51条第3項の規定は、適用しない。

6 希少野生動植物種保存地域の区域内の土地の所有者又は占有者は、保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するよう努めなければならない。

7 知事は、第2項及び第3項の規定により保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(認定等の取消)

第54条 前条第2項及び第3項の規定により保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第52条第1項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を知事に通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る前条第2項の同意又は同条第3項の認定を取り消すものとする。

3 知事は、前条第3項の認定を受けた保護増殖事業が第52条第1項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第7項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第4節 自然環境保全協定等

(自然環境保全協定)

第55条 宅地の造成、道路の開設その他規則で定める行為でその規模が規則で定める基準を超えるものを行う者は、知事が自然環境を保全するために特に必要があると認める事項を内容とする自然環境保全協定を締結するものとする。ただし、国又は地方公共団体が行う行為については、この限りでない。

(希少野生動植物種保存協定)

第56条 希少野生動植物種の生息地又は生育地の保護その他の野生動植物種の保存(以下この条において「希少野生動植物種等の保存等」という。)を図ろうとする法人その他の団体は、その保存活動を行おうとする土地の所有者等と、希少野生動植物種等の保存等に係る活動に関する協定を締結することができる。

2 知事は、前項の協定が、希少野生動植物種等の保存等に有効であると認めるときは、規則で定めるところにより、これを認定することができる。

3 県は、第1項の協定の当事者に対し、希少野生動植物種等の保存等に資する情報の提供、技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第57条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、県土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(中止命令等)

第58条 知事は、保全地域における自然環境の保全又は希少野生動植物種保存地域における希少野生動植物種の保存のために必要があると認めるときは、第47条第4項、第48条第3項又は第51条第3項の規定に違反し、第47条第5項(第48条第4項又は第51条第4項において準用する場合を含む。))の規定により許可に附せられた条件に違反し、第49条第1項の規定による届出をしないで同項各号に掲げる行為をし、又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行わせることができる。

3 前項に規定する取締員がその権限を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(実地調査)

第59条 知事は、次に掲げる事項に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹、かき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

(1) 第44条第1項に規定する保全地域の指定又はその区域の拡張

(2) 第45条第1項に規定する保全計画の決定又はその変更

(3) 第46条第1項に規定する保全事業の執行

(4) 第51条第1項に規定する希少野生動植物種保存地域の指定又はその区域の拡張

(5) 第52条第1項に規定する保護増殖事業計画の決定又はその変更

(6) 第53条第1項に規定する保護増殖事業の執行

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。))及び占有者並びに木竹、かき、さく等の所有者にその旨通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹、かき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第60条 県は、第47条第4項、第48条第3項第6号又は第51条第3項第5号の許可を得ることができないため、第47条第5項(第48条第4項又は第51条第4項において準用する場合を含む。))の規定により許可に条件を附せられたため、又は第49条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、保全地域の指定又はその区域の拡張、保全計画の決定又は変更、保全事業の執行、希少野生動植物種保存地域の指定又はその区域の拡張、保護増殖事業計画の決定又は変更又は保護増殖事業の執行に関し、前条第1項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

(配慮)

第61条 保全地域又は希少野生動植物種保存地域に関する規定の適用に当たっては、当該地域に係る住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(保全事業等の執行に要する費用)

第62条 保全事業又は保護増殖事業の執行に要する費用は、これらの事業を執行する者の負担とする。

2 県は、第46条第2項若しくは第3項の規定により保全事業の一部又は第53条第2項若しくは第3項の規定により保護増殖事業の一部を執行する者に対し、予算の範囲内において、これらの事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。

(原因者負担)

第63条 県は、他の工事又は他の行為により保全事業又は保護増殖事業の執行が必要となった場合においては、その原因となった工事又は行為について費用を負担する者に、これらの事業の執行が必要となった限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

(受益者負担)

第64条 県は、保全事業又は保護増殖事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者にその受益の限度において、これらの事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

(負担金の徴収方法等)

第65条 前2条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、規則で定める。

(土地又は立木竹の買取り)

第66条 知事は、保全地域又は希少野生動植物種保存地域において、自然環境又は希少野生動植物種の保全のため特に必要があると認めるときは、当該地域内の土地又は立木竹を買取るよう努めるものとする。

(調査等の実施)

第67条 県は、生物多様性の保全その他の自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施するとともに、自然環境の保全に関する試験研究を行うよう努めるものとする。

(自然環境監視員)

第68条 知事は、自然環境の保全及び動植物の保護の状況等を監視させ、又は指導させるため、自然環境監視員を置き、これを委嘱する。

2 前項に規定する監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第5章 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくり

第1節 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のための取組

(県の取組)

第69条 県は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のために次に掲げる事項について、総合的かつ広域的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(1) ごみ(空き缶、空き瓶その他の容器(中身が入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、紙くず、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす等をいう。以下同じ。)の散乱防止

(2) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)の発生及び排出の抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進による循環型社会の形成

(3) 樹木及び草花の植栽(以下「緑化」という。)

2 県は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎その他の公共施設について、周辺の景観と調和するよう緑化に努めるものとする。

3 県は、国、関係市町、関係団体等と連携して、漂流ごみ又は漂着ごみに関する対策に取り組むものとする。

(県民等の取組)

第70条 何人も、公共の場所(道路、公園、河川、海岸その他の公共の用に供する場所をいう。以下同じ。)及び観光地において、清掃活動を行うこと等により、環境美化及びごみの散乱防止に努めなければならない。

2 県民は、日常生活において、製品等を長期間使用し、又は簡易包装を用いた製品等を選択するとともに、廃棄物の分別排出に協力する等廃棄物の発生及び排出の抑制及び再生利用等の推進を図り、循環型社会の形成に努めなければならない。

3 県民は、住居の緑化に努めるとともに、その周辺地域における緑化の推進に協力しなければならない。

4 土地又は建物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する土地又は建物の環境美化及びその利用者への啓発に努めなければならない。

(事業者の取組)

第71条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動を行うこと等により、環境美化及びごみの散乱防止のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 容器又は包装に入れられた物品を製造し、又は販売する者は、ごみとなる容器又は包装の使用を抑えるとともに、空き容器又は包装を回収する容器を設置し、又は当該回収容器及びその周辺を適正に管理すること等環境美化及びごみの散乱防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たって、廃棄物の発生及び排出の抑制、再使用、再生利用及び適正処理の推進を図るために必要な措置を講じ、循環型社会の形成に努めなければならない。

4 事業者は、その設置し、又は管理する事業所について、周辺の景観と調和するよう緑化に努めるとともに、当該事業所の周辺地域における緑化の推進に協力しなければならない。

第2節 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進のための規制等

(ごみの投げ捨て等の禁止)

第72条 何人も、みだりにごみを捨て、又は散乱させてはならない。

(ごみの投げ捨て等防止重点地区)

第73条 知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定するときは、規則に定めるところにより、あらかじめその旨を告示するとともに、広く周知に努めるものとする。

3 前項の規定は、ごみの投げ捨て等防止重点地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(喫煙における配慮等)

第74条 何人も、屋外で喫煙するときは、吸い殻入れを携帯すること等たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 何人も、公共の場所において、歩行し、又は自転車を運転するときは、喫煙しないよう努めなければならない。

(喫煙禁止地区)

第75条 知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い殻の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の規定による喫煙禁止地区の指定は、時間帯を指定して行うことができる。

3 第73条第2項の規定は、喫煙禁止地区を指定し、若しくは前項の時間帯を指定し、又はこれらの指定を変更し、若しくは廃止する場合について準用する。

(喫煙禁止地区における喫煙の禁止)

第76条 何人も、喫煙禁止地区内においては、喫煙してはならない。ただし、自動車内その他の規則で定める場合においては、この限りでない。

(自動販売機設置の際の配慮)

第77条 屋外に自動販売機を設置しようとする者は、その設置する自動販売機が周辺の景観と調和するよう努めなければならない。

(自動販売機設置届出地区)

第78条 知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の周辺地域その他の規則で定める地域であって、屋外の自動販売機の設置に特に配慮を求める必要がある区域を、自動販売機設置届出地区として指定することができる。

2 第73条第2項の規定は、自動販売機設置届出地区を指定し、変更し、又は廃止する場合について準用する。

(自動販売機設置の届出)

第79条 自動販売機設置届出地区において、屋外に自動販売機を設置(設置後の更新を含む。)しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(2) 自動販売機設置届出地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に設置している場合

(3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う場合

2 前項の規定による届出をした者(届出後に変更が生じた場合にあってはその者)は、届け出た内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第3項の規定により変更が生じたときは、この限りでない。

(自動販売機設置基準)

第80条 知事は、自動販売機設置届出地区において自動販売機を設置する場合に必要な自動販売機設置基準を定めるものとし、その内容は規則で定めるものとする。

2 自動販売機設置届出地区において設置される自動販売機は、前項の自動販売機設置基準に適合するものでなければならない。

3 知事は、自動販売機設置届出地区内の自動販売機が第1項の自動販売機設置基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は管理者に対し、規則で定めるところにより、当該基準に従い、必要な措置を講ずるよう指導し、助言し、又は要請することができる。

第6章 雑則

(報告の徴収等)

第81条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に掲げる事項について、報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(1) 第15条又は第17条に規定する者 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況その他の必要な事項

(2) ばい煙等排出者 施設の状況、ばい煙等の処理の方法、ばい煙等の量等その他必要な事項

- (3) 第47条第4項、第48条第3項第6号又は第51条第3項第5号の許可を受け、又は第49条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者 当該行為の実施状況その他必要な事項（立入検査等）

第82条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ばい煙等排出者の工場、事業場その他の場所に立ち入らせ、指定施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保全地域の区域内の土地又は建物内に立ち入らせ、第47条第4項各号、第48条第3項本文又は第49条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、希少野生動植物種保存地域の区域内の土地又は建物内に立ち入らせ、第51条第3項本文に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の希少野生動植物種の保存に及ぼす影響を調査させることができる。
- 4 前3項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（審議会等の意見聴取等）

第83条 知事は、次に掲げる場合は、あらかじめ長崎県環境審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 指定施設の要件を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止する場合
- (2) 規制基準の要件を定め、又はこれを変更し、若しくは廃止する場合
- (3) 第43条第1項に規定する長崎県生物多様性保全戦略を定め、又はこれを変更する場合
- (4) 第44条第1項に規定する保全地域を指定し、又はこれを変更し、解除し、若しくは拡張する場合
- (5) 第45条第1項に規定する保全計画を決定し、又はこれを変更し、若しくは廃止する場合
- (6) 第50条に規定する希少野生動植物種を指定し、又は指定の解除をする場合
- (7) 第51条第1項に規定する希少野生動植物種保存地域を指定し、又はこれを変更し、解除し、若しくは拡張する場合
- (8) 第52条第1項に規定する保護増殖事業計画を定め、又はこれを変更する場合
- (9) 第73条第1項に規定するごみの投げ捨て等防止重点地区を指定し、変更し、又は廃止する場合
- (10) 第75条第1項に規定する喫煙禁止地区を指定し、変更し、又は廃止する場合
- (11) 第78条第1項に規定する自動販売機設置届出地区を指定し、変更し、又は廃止する場合
- (12) 第80条第1項に規定する自動販売機設置基準を定める場合
- 2 前項第4号、第5号及び第7号から第12号までに掲げる場合においては、あらかじめ関係市町の長の意見を聴かなければならない。
- 3 第1項第9号又は第10号の場合においては、あらかじめ関係行政機関と協議するものとする。
- （市町条例との関係）

第84条 この条例の規定は、市町が当該市町の区域の自然的社会的条件に応じて、生活環境の保全等に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

第85条 知事は、市町が制定した条例の規定による施策の実施等により、当該市町がこの条例の目的(第5章の規定に係るものに限る。)の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町の区域について、同章の規定(当該目的に係る部分に限る。)を適用しないものとすることができる。この場合において、同章の規定を適用しないものとする市町の区域及び当該区域において適用しないものとする規定については、規則で定める。

（規則への委任）

第86条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第87条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条の規定による命令(ばい煙、汚水又は廃液に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- (2) 第29条第1項の規定による命令(ばい煙、汚水又は廃液に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- (3) 第58条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- （令6条例35・一部改正）

第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条の規定による命令(振動に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- (2) 第29条第1項の規定による命令(振動に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- （令6条例35・一部改正）

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条の規定による命令(騒音に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- (2) 第29条第1項の規定による命令(騒音に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者

(令6条例35・一部改正)

第90条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条の規定による命令(粉じんに係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- (2) 第28条の規定に違反した者(ばい煙、汚水又は廃液を排出し、又は発生させた者に限る。)
- (3) 第32条第1項の規定による命令(ばい煙、汚水又は廃液に係る指定施設に対してなされたものに限る。)に違反した者
- (4) 第35条第1項の規定による命令に違反した者
- (5) 第47条第4項、第48条第3項又は第51条第3項の規定に違反した者
- (6) 第47条第5項(第48条第4項又は第51条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反した者

(令6条例35・一部改正)

第91条 第39条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。

(令6条例35・一部改正)

第92条 第22条又は第24条第2項の規定による届出(指定施設の届出がばい煙、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

(令6条例35・一部改正)

第93条 第49条第2項の規定による処分に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第94条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条の規定による届出(指定施設の届出が振動に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第22条又は第24条第2項の規定による届出(指定施設の届出が粉じんに係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第23条の規定による届出(指定施設の届出がばい煙、粉じん、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第26条第1項の規定に違反した者(ばい煙、汚水又は廃液に係る指定施設の届出をした者に限る。)
- (5) 第30条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者(ばい煙、汚水又は廃液に係る指定施設の届出をした者に限る。)
- (6) 第49条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (7) 第49条第4項の規定に違反した者
- (8) 第59条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者
- (9) 第81条の規定(同条第2号の場合に限る。)による報告(排出し、又は発生させたものがばい煙、粉じん、汚水、廃液又は悪臭の場合に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者
- (10) 第82条第1項の規定による検査(排出し、又は発生させたものがばい煙、粉じん、汚水、廃液又は悪臭の場合に限る。)を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (11) 第82条第2項又は第3項の規定による検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第95条 第81条の規定(同条第3号の場合に限る。)による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条の規定による届出(指定施設の届出が振動に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第24条第2項の規定による届出(指定施設の届出が振動に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第81条の規定(同条第2号の場合に限る。)による報告(排出し、又は発生させたものが振動の場合に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第82条第1項の規定による検査(排出し、又は発生させたものが振動の場合に限る。)を拒み、妨げ、又は忌避した者

第97条 第22条の規定による届出(指定施設の届出が騒音に係るものに限る。以下この条において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

第98条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第23条の規定による届出(指定施設の届出が騒音に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第24条第2項の規定による届出(指定施設の届出が騒音に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第81条の規定(同条第2号の場合に限る。)による報告(排出し、又は発生させたものが騒音の場合に限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第82条第1項の規定による検査(排出し、又は発生させたものが騒音の場合に限る。)を拒み、妨げ、又は忌避した者

第99条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第87条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第100条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第24条第1項の規定による届出(指定施設の届出がばい煙、粉じん、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条第3項の規定による届出(指定施設の届出がばい煙、粉じん、汚水又は廃液に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第42条第2項の規定による命令に違反した者

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

(1) 第24条第1項の規定による届出(指定施設の届出が振動に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条第3項の規定による届出(指定施設の届出が振動に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

第102条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

(1) 第73条第1項の規定により指定したごみの投げ捨て等防止重点地区において第72条の規定に違反した者

(2) 第76条の規定に違反した者

第103条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第24条第1項の規定による届出(指定施設の届出が騒音に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第27条第3項の規定による届出(指定施設の届出が騒音に係るものに限る。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条、第3章第4節、第4章第2節(自然環境保全地域及び緑地環境保全地域のうち普通地区に係るものを除く。以下この号の同章第4節、第81条第3号及び第82条第2項の規定において同じ。)、同章第3節、同章第4節(第55条、第67条及び第68条の規定を除く。)、第5章第2節(第72条の規定を除く。)、第81条第3号並びに第82条第2項及び第3項の規定 平成20年10月1日

(2) 第88条第3号(自然環境保全地域及び緑地環境保全地域のうち普通地区に係るものを除く。以下この号の第95条第6号、第8号及び第10号の規定において同じ。)、第90条第2号、第91条(自然環境保全地域に係るものを除く。)、第95条第6号、第8号及び第10号並びに第100条から第103条までの規定 平成21年4月1日

(長崎県公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 長崎県公害防止条例(昭和46年長崎県条例第34号)

(2) 長崎県自然環境保全条例(昭和48年長崎県条例第53号)

(3) 長崎県環境美化の推進に関する条例(平成5年長崎県条例第34号)

(長崎県環境基本条例の一部改正)

3 長崎県環境基本条例(平成9年長崎県条例第47号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(長崎県屋外広告物条例の一部改正)

4 長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(準備行為)

5 次に掲げる事項に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 第73条第1項の規定によるごみの投げ捨て等防止重点地区の指定、第75条第1項の規定による喫煙禁止地区の指定及び第78条第1項の規定による自動販売機設置届出地区の指定

(2) 第80条第1項の規定による自動販売機設置基準の策定

(経過措置)

6 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の長崎県公害防止条例又は長崎県自然環境保全条例の規定によってなされた処分、手続、届出その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

7 施行日前に附則第2項の規定による廃止前の長崎県自然環境保全条例第12条の2第2項に規定する長崎県自然環境保全審議会の委員である者は、同日をもって、長崎県環境基本条例第28条第2項に規定する長崎県環境審議会の

委員に任命されたものとみなす。ただし、当該委員の任期は、同条例第29条第1項本文の規定にかかわらず、平成20年10月31日までの間とする。

- 8 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 第7章の規定のうち、次の表の左欄に掲げる罰則の規定の適用については、施行日から平成21年3月31日までの間、同章の規定にかかわらず、同表の左欄に掲げた区分に応じ同表の中欄に定められた刑を、それぞれ同表の右欄に掲げた刑と読み替えて、同章の規定を適用するものとする。

第7章の規定の表示	規定された刑の内容	規定された刑の特例の内容
第87条	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
第88条第1号及び第2号	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
第90条第3号及び第4号	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
第93条(第22条の規定による届出に係るものに限る。)	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	5万円以下の罰金
第93条(第24条第2項の規定による届出に係るものに限る。)	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	3万円以下の罰金
第94条第1号	30万円以下の罰金	5万円以下の罰金
第94条第3号及び第4号	30万円以下の罰金	3万円以下の罰金
第95条第1号(第22条の規定による届出に係るものに限る。)	20万円以下の罰金	5万円以下の罰金
第95条第1号(第24条第2項の規定による届出に係るものに限る。)、第2号、第3号、第7号及び第9号	20万円以下の罰金	3万円以下の罰金
第96条	10万円以下の罰金	3万円以下の罰金

- 10 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 附 則(平成22年条例第23号)
- この条例は、平成22年9月1日から施行する。
- 附 則(平成22年12月24日条例第40号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- (平成23年規則第23号で平成23年6月1日から施行)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成24年3月23日条例第13号)
- この条例は、公布の日から施行する。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例(令和6年条例第35号)抄

第2編 経過措置

第1章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 第25条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。
- (人の資格に関する経過措置)
- 第26条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第3章 その他

(経過措置の規則への委任)

第30条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(令和6年12月24日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
